

行方市高齢者防災グッズ配付業務委託仕様書

1 業務名称

行方市高齢者防災グッズ配付業務委託

2 業務目的

近年の物価高騰が市民生活に幅広く影響を及ぼす中、自助・共助の取組が特に重要とされる防災分野において、配慮を要する高齢者世帯の経済的負担の軽減及び防災対策の推進が喫緊の課題となっている。

本業務は、75 歳以上の高齢者を対象に、避難時における災害への備えと安全・安心の確保、地域全体における防災意識向上と啓発、物価高騰の影響を受ける高齢者世帯に対する経済的負担の軽減を目的に、災害時における自力避難や初期対応を支える最低限の備えとして、保存用の防災グッズを高齢者世帯へ配付するものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月10日まで

4 業務内容

本業務は、行方市（以下「発注者」という。）の指示のもと、受託者が以下の業務を適切に実施するものとする。

(1) 事業対象者及び配付世帯数

- ・75歳以上の高齢者 6,502人（令和8年10月1日時点の住民基本台帳登録者）

(2) 配付物の条件

- ・75歳以上の高齢者が災害発生時に、避難及び在宅避難で活用できるよう非常食（3日分以上）、防災用品等を適切に組み合わせた配付物（防災グッズ）とすること。
- ・非常用持ち出し袋を含めること。
- ・非常食・保存水等の消費期限は、原則として4年以上（調達時点）確保されているものとする。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・その他、高齢者の特性（使いやすさ・持ち運びやすさ等）に配慮した防災用品や、本事業の目的に資すると認められる物品を含めること。

(3) 防災グッズ（配付物）の企画・選定業務

- ・本業務の目的及び高齢者の利用特性に配慮した防災グッズの選定・企画提案
- ・非常食等の消費期限の確認・選定
- ・防災グッズの仕様、品目構成、数量等について、発注者との事前協議及び確定
- ・メッセージカード等の同梱物の企画・作成（発注者と協議のうえ決定する。）

(4) 調達・資材管理業務

- ・確定した防災グッズ等の必要数量の調達・確保
- ・配送時の破損や品欠落を防ぐための梱包資材（外箱等）の手配及び適切な資材セット組み・検品作業
- ・調達した資材等の衛生面・安全面に配慮した保管及び品質管理

(5) 発送・配送管理業務

- ・発注者から提供される対象者データ（配送先リスト）に基づく、適正な宛名ラベル作成及び発送準備
 - ・対象高齢者世帯宛の、安全かつ確実な配送手配（配送計画の作成及び進捗管理）
 - ・配送状況の進捗管理及び発注者への定期的な状況報告
 - ・個人情報の漏洩・紛失を防ぐための厳重な情報管理体制の構築および履行
- （６）不在者・受取拒否者等への対応業務
- ・不在等により配達不可となった荷物の再配達手配及び追跡管理
 - ・受取拒否、宛先不明、長期不在等により引き渡しができなかった世帯の把握及び発注者への一覧報告（原因・状況の整理）
 - ・返送された資材（返送品）の一時保管及び発注者との協議に基づく取り扱い・再発送等の対応
 - ・配送や届いた製品に関する市民（受取人）からの問い合わせに対応する窓口の設置及び対応履歴の管理
- （７）納入成果品
- 本業務の成果品として、次に掲げるものを納品すること。
- ・業務報告書（Ａ４版）及び電子データ（市が指示するもの）
 - ・余剰在庫及び返送された防災グッズ

５ 提出書類等

- （１）業務着手時に提出する書類
- ・着手届
 - ・業務計画書
- （２）業務完了時に提出する書類
- ・業務完了通知書
 - ・納品書
 - ・成果品（当該仕様書４－（７）のとおり）

６ 成果品等の提出先

行方市 市民福祉部 介護福祉課 高齢福祉グループ
茨城県行方市玉造甲404

７ 支払条件

委託料の支払い方法は、原則として次のいずれかによるものとし、契約時に、受託者と発注者が協議の上、決定するものとする。支払いは、受注者から請求書を受領したのち行う。

- （１）一括払い（完了払）
- 全業務完了後、当該仕様書５－（２）に掲げる書類を提出し、発注者の業務完了検査に合格した後に一括して支払う。
- （２）月払い（出来高払い）
- 毎月末日をもって当月分の配送完了実績（配付完了世帯数等）を取りまとめ、翌月発注者が実施する出来高検査を受けた後、当該完了分に係る委託料を支払う。なお、最

終月分については、全業務完了後の検査合格後に支払うものとする。

8 留意事項

- (1) 業務を行う上で知り得た情報については、契約期間中及び契約解除後において、いかなる理由によっても他人に漏洩し、または他の目的に使用してはならない。
- (2) 個人情報に関しては、行方市の個人情報の保護に関する条例のほか、市が定める関連規定を順守し、適正な維持管理を行うこと。
- (3) 法令や各種計画との相互関連性や整合性にも配慮すること。
- (4) 委託業務の全部又は一部を、第三者へ再委託することはできない。ただし、発注者、受注者協議の上、発注者が書面にて再委託を許可した場合は、この限りでない。
なお、防災グッズの配送等、業務の一部における専門事業者への再委託（協力事業者等の使用）については、事前協議の上、認めるものとする。
- (5) 成果物に瑕疵が発見された場合は、業務委託期間終了後であっても、受託者はそれを修正する義務を負うものとする。
- (6) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議のうえこれを定める。

以上